

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">指定道路取扱基準</p> <p style="text-align: right;">制定 23 都市建企第 484 号 平成 23 年 8 月 23 日 <u>改正 30 都市建企第 652 号</u> <u>平成 30 年 10 月 3 日</u></p> <p>第 1 章から第 2 章 (現行のとおり) 第 3 章 五号道路 第 1 (現行のとおり) 第 2 位置の指定等の申請 1 (現行のとおり) 2 細則第 9 号様式の記載方法 (1)から(5) (現行のとおり) (6) 承諾書 ア 地名、地番及び権利等別に承諾者名を記入し、承諾日を記入し承諾印(実印)を押印する。「権利等」欄は、権利の種類又は管理者である旨を記入する。 イ 関係権利者等全員の承諾を得た日付を「この図面のとおり道路位置の指定(変更、取消し)を承諾いたします。」の欄の日付として記入する。 ウ 後見人等の法定代理人又は公有地管理者の場合は、これらの資格を権利等欄に記入する。 エ 承諾を必要とする範囲 (ア)から(オ) (現行のとおり) <u>(カ) 当該道を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者。ただし、位置の取消しの場合を除く。</u> <u>(キ) 位置の変更又は取消しにより直接影響を及ぼすと考えられる</u></p>	<p style="text-align: center;">指定道路取扱基準</p> <p style="text-align: right;">制定 23 都市建企第 484 号 平成 23 年 8 月 23 日 <u>改正 29 都市建企第 180 号</u> <u>平成 29 年 6 月 19 日</u></p> <p>第 1 章から第 2 章 (略) 第 3 章 五号道路 第 1 (略) 第 2 位置の指定等の申請 1 (略) 2 細則第 9 号様式の記載方法 (1)から(5) (略) (6) 承諾書 ア 地名、地番及び権利別に承諾者名を記入し、承諾日を記入し承諾印(実印)を押印する。「権利別」欄は、権利の種類を記入する。 イ 関係権利者全員の承諾を得た日付を「この図面のとおり道路位置の指定(変更、取消し)を承諾いたします。」の欄の日付として記入する。 ウ 後見人等の法定代理人又は公有地管理者の場合は、これらの資格を権利別欄に記入する。 エ 承諾を必要とする範囲 (ア)から(オ) (略) <u>(カ) 位置の変更又は取消しにより直接影響を及ぼすと考えられる部</u></p>

改正後	改正前
<p>部分の権利者（家屋の所有者を含む。）の承諾を得ることを原則とするが、位置の変更又は取消しにより利益のみを得ると思われる部分の権利者の承諾は必ずしも要しない。</p> <p>オ（現行のとおり）  (7)から(9)（現行のとおり）</p> <p>3から6（現行のとおり）  第3（現行のとおり）  第4章から第6章（現行のとおり）</p> <p><u>附則</u>  <u>この基準は、平成30年10月3日から施行する。</u></p> <p>図面（現行のとおり）</p>	<p>分の権利者（家屋の所有者を含む。）の承諾を得ることを原則とするが、位置の変更又は取消しにより利益のみを得ると思われる部分の権利者の承諾は必ずしも要しない。</p> <p>オ（略）  (7)から(9)（略）  3から6（略）  第3（略）  第4章から第6章（略）</p> <p>図面（略）</p>